

# だい きよこはまししょうがいしゃ ちゅうかんみなお 第4期横浜市障害者プラン中間見直しについて

## 1 プランの概要

よこはまし ねん よこはまししょうがいしゃ  
横浜市では、6年ごとに「横浜市障害者プラン」をつくっています。

よこはまししょうがいしゃ よこはまし しょうがいふくし とりくみ き けいかく  
「横浜市障害者プラン」は、横浜市の障害福祉の取組について決めた計画で、  
ほうていけいかく むす ほうていけいかく けいかく  
3つの法定計画を結びつけてつくっています。法定計画というのは、その計画をつ  
くることが法律で決められている計画のことです。「横浜市障害者プラン」は  
しょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく ほうていけいかく  
「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」という3つの法定計画から  
できています。「障害者計画」では、しょうがいしゃけいかく しょうがいふくし じぎょう と く  
うこと、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」では、しょうがいふくし しょうがいふくし おこな  
りょう よそう き  
量の予想を決めています。

しょうがいしゃ けいかくきかん れいわ ねんど ねんど ねんかん  
「障害者プラン」の計画期間は令和3年度から8年度までの6年間ですが、  
しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく ねんかん ほうりつ き  
「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」は3年間と法律で決まっています。そのた  
れいわ ねんど ないよう みなお  
め、令和5年度に内容を見直します。

【参考】障害者プラン構成図

第4期横浜市障害者プラン

れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
しょうがいしゃけいかく 障害者計画					
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画		
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画			しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画		

みなお  
見直し

## 2 見直し内容

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、関係法令の改正等を踏まえた国の基本指針等の内容により、後期3年間のサービスごとに必要な利用の見込み量等を設定します。

「障害者計画」に係る個別事業についてもニーズの動向等を踏まえながら必要に応じて内容の見直しを行います。

【参考】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(こども家庭庁・厚生労働省告示第1号・令和5年5月19日)の要旨

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床退院後一年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上

(3) 地域生活支援の充実

強度行動障害を有する者への支援ニーズ把握、支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：50%以上

(5) 障害児支援の提供体制の計画的な整備等

都道府県は医療的ケア児支援センターを設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

各市町村は、基幹相談支援センターを設置等

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 3 当事者等からの意見聴取

#### (1) ニーズ把握

関係者団体グループインタビュー 計 12 団体、約 250 名

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、  
横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、  
横浜市グループホーム連絡会、横浜市精神障害者家族連合会、  
横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜知的障害関連施設協議会、  
YPS 横浜ピアスタッフ協会、横浜市グループホーム連絡会（当事者部会）、  
横浜市放課後等デイサービス自主勉強の会、  
社会福祉法人型障害者地域活動ホーム連絡会

## (2) 関係者団体グループインタビュー等で頂いた御意見（抜粋）

- ・ 地域の方に、障害のある方の暮らしの様子についての啓発は必要と思われる。
- ・ 幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。
- ・ 誰が、どこが詳しいか、誰に聞いたら教えてもらえるのか？それがわからない。

・ 文字での案内が多いので、知的・発達障害の方々ではわかりにくい場面が多いと感じます。

・ 病院（診断）の連携がうまくいっていないと思います。

・ 災害発生時、障害のある人と家族・支援者が安心して過ごせる避難場所が必須。

・ 日中活動の事業所が足りない。2か所に通っているが、人によっては3か所通っている人もいる。

・ 知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多いと感じます。

# 4 横浜市障害者プラン中間見直し素案について

だい きよこはまししょうがいしゃ ちゅうかんみ なお しょうさいばん ぱっすい  
<「第4期横浜市障害者プラン中間見直し 詳細版」より抜粋>

## はんれい 【凡例】

### じぎょうめいらん <事業名欄>

①あ : しょうらい しょうらい しさく  
将来にわたるあんしん施策

①福 : しょうがいふくしけいかく しょうがいふくしけいかく さだ さだ どう み こ りょう  
障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

### ひょうからん <評価欄>

○ : そうてい もくひょう たっせい そうてい こうか え  
想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。

△ : いっていでいど こうか え  
一定程度の効果は得られた。

× : そうてい もくひょう たっせい こうか え  
想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

# ふ かえ およ みなお ないよう べつ 振り返り及び見直し内容（テーマ別）

## さまざま せいかつ ぼめん ささ 様々な生活の場面を支えるもの

### しょうがいしゃけいかく かか こべつじぎょう ふ かえ およ しんき じぎょう (1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期（令和3～5年度）			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ふくがくせき 副学籍によ る交流教 育及び共 同学習	とくべつしえんがっこう ざいせき 特別支援学校に在籍する じどうせいと きよじゅうち しょう 児童生徒が、居住地の小・ ちゅうがっこう じどうせいと いっしょ 中学校の児童生徒と一緒に まな きかい かくだい はか に学ぶ機会の拡大を図るな ど、共同学習を進めます。	すいしん 推進	まいとし めい こえ じどうせいと ふくがくせきこうりゅう りょう 毎年、100名を超える児童生徒が副学籍交流を利用 し、居住地の小・中学校での授業や校外活動にお いて一緒に学ぶ機会を設けました。今後も引き続 き、小中学校と本事業の意義や重要性を共有 し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に かよ こ しょうちゅうがっこう ほん じぎょう い ぎ じゅうようせい きょうゆう 通う子どもたちとの交流及び共同学習をより一 そうすいしん 層推進します。	○	すいしん 推進



事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者虐待防止事業(普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	ちらし・ポスター等を作成し、市民に向けた広報を実施したほか、ホームページでの情報発信を通じて、虐待防止に係る普及・啓発に取り組みました。また、障害福祉サービス事業所の管理者及びサービス管理責任者を対象とした「障害者虐待防止研修」を毎年度開催し、各施設における虐待防止及び支援の質の向上に取り組みました。引き続き市民への普及・啓発や、事業者等への各種取組を推進していく必要があります。	○	推進
代筆・代読サービス	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときには代読者によるサービス提供を行います。	検討・実施	居宅内での代読・代筆支援について、令和3年10月から家事援助において代筆・代読のみでのサービス提供を可能としました。	○	推進

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
<b>【新規】</b> 精神科病院における虐待防止に向けた措置	精神科病院内で虐待を 発見した場合の通報受理 体制を整え、通報内容の 事実確認等を実施します。	—	—	—	すいしん 推進
<b>【新規】</b> 障害のある人に対する情報保障のガイドライン	障害者情報アクセシビリ ティ・コミュニケーション 施策推進法の理念及び障 害当事者の意見を踏まえ、 情報保障の考え方や手 法等をまとめたガイドライ ンを活用したコミュニケー ション環境の向上及び障 害理解の普及啓発に取り 組みます。	—	—	—	すいしん 推進

生活の場面1 住む・暮らす

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
多機能型拠点の整備・運営 <sup>㉞</sup>	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。	市内 4 方面 整備 完了	市内4館目となる北東部方面多機能型拠点(仮称)が令和5年度末に竣工する予定です。 引き続き、市内6館の整備完了に向けて、候補地の検討を進めていきます。	○	市内 6 方面 整備 完了

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある方を地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携の下、各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において課題解決に向けた取組を検討し、実施していきます。また、地域の社会資源を十分に活用しながら、新たなつながりを構築し、ネットワーク機能を強化します。	推進	各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、取組の推進を目的とした研修会を開催するなど、各区地域課題の解決に向けた取組を実施しました。 また、「市自立支援協議会」の「地域移行・地域定着部会」において、精神障害者がピアスタッフとして支え合える仕組みを検討し、令和5年度から地域生活支援センターの職員等を対象とした「精神障害者ピアスタッフ推進事業」を実施しています。	○	推進

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催 ⑥	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	推進	横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を毎年度2回開催し、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、今後の支援体制を検討しました。引き続き、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実・強化に取り組んでいきます。	○	推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	推進	令和3年10月から障害者自動車燃料券制度の新設及び重度障害者福祉タクシー利用券の対象者の拡大を図り、電車やバス等での外出が困難な重度障害者等に対して、移動手段の選択肢を増やしました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助利用者数（/年） <small>きょうどうせいかつえんじょりようしゃすう</small> (福)		5,000人	5,200人	5,400人			
	<small>実績</small>	5,164人	5,452人	5,785人	5,600人	5,800人	6,000人
【新規】うち、 <small>しんき</small> 重度障害者 <small>じゅうどしょうがいしゃ</small>		—	—	—	1,288人	1,407人	1,538人

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)		目標	
		目標	振り返り		評価
難病患者 一時入院 事業	医療依存度の高い難病 患者が介助者の事情によ り、在宅で介助を受けるこ とが困難になった場合、 一時的に入院できるよう にします。	すす 進	新型コロナウィルス感染症の影響により延利用 日数、延利用人数が減少しましたが、ともに増加 傾向にあります。また、受入医療機関を7か所か ら9か所に増やし、利用者の利便性向上を図りま した。	○	すす 進
医療機関 連携事業 ㊦	障害児・者が身近な地域 で適切な医療が受けられ る環境づくりを推進する ため、障害特性等を理解 し適切な医療を提供でき る医療機関を増やしま す。	すす 進	障害特性等を理解し、適切な医療を提供できる 医療機関として、知的障害者専門外来を5病院 で運営しています。 引き続き市内の医療機関との調整を進め、更なる 受入体制の拡大に取り組みます。	○	すす 進

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。	すいしん 推進	「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を実施することで、重症心身障害児や医療的ケア児・者等への理解が深まり、支援体制の充実につながりました。	○	すいしん 推進
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	すいしん 推進	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は増加しています。また、令和4年度からは、要援護者に対する個別避難計画のモデル事業に着手しています。引き続き、地域における災害時要援護者支援の取組を支援していきます。	○	すいしん 推進



事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
<small>しんき</small> <b>【新規】</b> <small>よう でん げん しょう</small> <b>要電源障</b> <small>がい じ しゃ など さい</small> <b>害児者等災</b> <small>がい じ でん げん かく</small> <b>害時電源確</b> <small>ほ し えん じ</small> <b>保支援事</b> <small>ぎょう</small> <b>業</b>	<small>でん げん よう いりよう き き</small> <b>電源を要する医療機器を</b> <small>ざいたく しょう しょうがいじ しゃ</small> <b>在宅で使用する障害児・者</b> <small>など たい さいがいじ せいめい</small> <b>等に対し、災害時に生命を</b> <small>い じ うえ ひつよう</small> <b>維持する上で必要となる</b> <small>ひじょうようでんげんそうちとう かくほ</small> <b>非常用電源装置等の確保を</b> <small>しえん</small> <b>支援します。</b>	—	—	—	すいしん 推進

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)		目標	
		目標	振り返り		評価
ちいき りょういく 地域療育 センター うんえいじぎょう 運営事業	しょうがい 障害がある、またはその うたが じどう 疑いのある児童に、 せんもんせい たかいひょうか しょうがい 専門性の高い評価や支援 けいかく もと しょうだんりょういく 計画に基づき、集団療育 ほいくじょ およ がつこう や保育所、幼稚園及び学校 じゅんかいほうもん ほごしゃ への巡回訪問、保護者 しょうがい おこな 支援等を行います。 かつくしほけん また、区福祉保健センター りょういくそうだん の療育相談へのスタッフ はけんとう おこな 派遣等を行います。	すいしん 推進	しょうだんりょういく かつくしほけん りょういくそうだん 集団療育や区福祉保健センターの療育相談への スタッフ派遣等により、障害のある児童や保護者 はけんとう しょうがい じどう ほごしゃ への支援を行いました。保育所、幼稚園及び学校等 しょうがい おこな ほいくじょ ようちえんおよ がつこう への巡回訪問等により、障害のある児童の地域 じゅんかいほうもん しょうがい じどう ちいき 社会への参加・インクルージョンの推進を図りまし しゃかい さんか すいしん はか した。 しょうがい しょうがい しょうがい 聴覚障害児支援について、支援体制の充実を図る かんけいきかん れんけい そくしん もくてき ため、関係機関の連携を促進することを目的とした きょうぎかいせつちとう じゅんび すす 協議会設置等の準備を進めていきます。 ほいくじょ じゅんかいほうもん じっしかいすう 【保育所等への巡回訪問実施回数】 れいわ ねんど かい 令和3年度：1,576回 れいわ ねんど かい 令和4年度：2,092回 れいわ ねんど かい 令和5年度：1,980回 (見込み)	ひょうか 評価 ○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
医療的ケア体制の充実	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を充実させます。 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度な医療的ケアにも対応できるよう、体制の強化を図ります。	整備	小・中学校等では、看護師によるケアを必要とする児童生徒全てに対して、看護師を派遣しました。 また、特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置し、医療的ケアを伴う児童生徒が安心・安全に教育を受けられる環境を整備しました。 引き続き、人工呼吸器等の高度な医療的ケアにも対応し、保護者の付き添い解消に取り組めます。	○	整備
【新規】 障害児入所施設における入所児童の地域移行	入所児童のうち、18歳に到達する児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。	—	—	—	推進

生活の場面4 働く・楽しむ

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)		目標	
		目標	振り返り		評価
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	推進	就労支援センター及び就労移行支援事業所と協力し、研修会や連絡会を開催するなど、地域の関係機関による連携体制の構築に取り組みました。また、教育・労働の各分野においても、障害者就労に関する勉強会等を通じた連携強化に取り組みました。特に、特別支援学校については、各分野の勉強会に加え、意見交換会を実施するなど、就労支援ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しました。	○	推進

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
雇用施策と 福祉施策の 連携による 重度障害 者等への 就労支援 (重度障 害者等就 労支援特別 事業)	法定サービスの対象外と なっている重度障害者の 経済活動時間中の支援を 雇用施策と福祉施策が連携 して行う制度を検討し、 実施します。	検討 ・ 実施	制度構築に向けた検討を重ね、令和5年度から 「横浜市重度障害者等就労支援特別事業」を 実施します。	○	実施

事業名	事業内容	中間期 (令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
身近な地域における障害者スポーツの推進	障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を行いました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

<small>し ひょう めい</small> 指 標 名	<small>れい わ ねん ど</small> 令和3年度		<small>れい わ ねん ど</small> 令和4年度		<small>れい わ ねん ど</small> 令和5年度		<small>れい わ ねん ど</small> 令和6年度		<small>れい わ ねん ど</small> 令和7年度		<small>れい わ ねん ど</small> 令和8年度	
<small>しん き</small> 【新規】 <small>しゅうろう いこう しえん じぎょう りょうしゅうりょう</small> 就労移行支援事業利用終了 <small>しゃ し いっぱんしゅうろう いこう</small> 者に占める一般就労へ移行し <small>もの わりあい わり いじょう じぎょう</small> た者の割合が5割以上の事業 <small>しよ</small> 所	—	—	—	—	50	%	50	%	50	%	50	%

# 5 市民意見募集の実施について

## (1) 実施期間

令和5年9月26日(火)～10月27日(金)

## (2) 周知方法

市ウェブサイトでの公表のほか、区役所(高齢・障害支援課、こども家庭支援課)、市役所でのリーフレット等を配布します。

## (3) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送によりご意見をいただきます。

いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方を

整理して、後日ウェブページで公表します。

個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

いただいたご意見は公開する可能性がありますので、ご承知おきください。

記入いただいたご意見の内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

## 市民意見募集のイメージ

**第4期横浜市障害者プラン 中間見直し**

皆様のご意見を募集します。

募集期間 令和5年9月26日(火)から令和5年10月27日(金)まで

横浜市では、令和3年度から令和8年度までの6年を計画期間として、「障害のある人もない人も、誰もが活躍と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として、障害福祉施策を進めています。

この度、プラン推進開始から3年が経過するため、中間見直しを行い、後期3年間の方向性をまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

**1 横浜市障害者プランとは**

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質を持つ横浜市の計画です。このうち障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等について定めている「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」については、3年ごとに定めることとなっています。

【第4期横浜市障害者プランの構成】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画						
(=地区の方向性及び個別の事業等を定める計画)						
障害福祉計画						
障害児福祉計画						

中間見直しの実施

- 障害者計画：障害者基本法に基づき、障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実施のために必要な個別の事業等を定める計画。
- 障害(児)福祉計画：障害者総合支援法(及び児童福祉法)に基づき、同様にサービス提供が確かなるよう、障害(児)福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画。

横浜市 健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局



## 5 といあわ さき お問合せ先

- ・ しみんいけんぼしゅう 市民意見募集について ふめい てんなど ご不明な点等 かき あれば といあわ さき 下記お問合せ先まで れんらく ご連絡ください。

といあわ さき  
お問合せ先

よこはましけんこうふくしきょくしょうがいし さくすいしんか 横浜市健康福祉局障 害施策推進課 けいかくすいしんたんとう 計画推進担当

〒231-0005

よこはましなかくほんちょう ちょうめ ばんち  
横浜市中区本町6丁目50番地の10

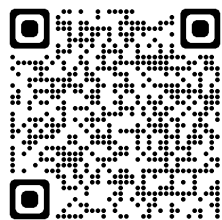
でん わ  
電 話：045 (671) 3604

ふあつくす  
FAX：045 (671) 3566

メール：kf-syoplan@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/sho-plan/>



みなさま いけん ま  
皆様のご意見をお待ちしています。